



答 申 第 4 2 6 号
平成 26 年 5 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成26年5月26日付け神保障こ第288号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 当該要援護者情報の提供については、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づく要援護者支援団体が、地域の実情に応じたきめ細やかな活動を、より積極的に展開することが可能となり、同条例の制定趣旨である、災害時要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進の観点から公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

[抽出対象者]

要援護者支援団体が指定する地区の
「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」

[精神保健業務管理システム]

住所(居所)
氏名
生年月日
年齢
電話番号
等級
有効期間

答 申 第 4 2 7 号

平成 26 年 5 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成26年5月26日付け神保障支第1084号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 当該要援護者情報の提供については、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づく要援護者支援団体が、地域の実情に応じたきめ細やかな活動を、より積極的に展開することが可能となり、同条例の制定趣旨である、災害時要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進の観点から公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

[抽出対象者]

要援護者支援団体が指定する地区の

「障害者総合支援法サービスの支給決定を受けている難病患者」

「特定の補装具又は日常生活用具を交付している者」

「自立支援医療の支給決定を受けている特定の障害者」

[障害者福祉業務]

住所(居所)

氏名

生年月日

年齢

性別

電話番号

福祉施策受給者番号

障害福祉サービス等対象疾患の有無及び疾患名

補装具の種類

日常生活用具の種類

自立支援医療の有無

サービスの種類・区分・細目

健康保険区分(自立支援医療のみ)



答 申 第 4 2 8 号

平成 26 年 5 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成26年5月26日付け神保健健第373号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 当該要援護者情報の提供については、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づく要援護者支援団体が、地域の実情に応じたきめ細やかな活動を、より積極的に展開することが可能となり、同条例の制定趣旨である、災害時要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進の観点から公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

[抽出対象者]

要援護者支援団体が指定する地区の
「特定疾患医療受給者証の交付を受けている者」

[特定疾患医療受給業務（特定疾患医療受給者証情報）]

住所(居所)

氏名

生年月日

年齢

性別

電話番号

疾患名

受給者証番号



答 申 第 4 2 9 号

平成 26 年 5 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議
会長 西村 裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成26年5月26日付け神ここ第995号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 当該要援護者情報の提供については、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づく要援護者支援団体が、地域の実情に応じたきめ細やかな活動を、より積極的に展開することが可能となり、同条例の制定趣旨である、災害時要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進の観点から公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

[抽出対象者]

要援護者支援団体が指定する地区の

「小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている者」

「母子健康手帳交付者（妊娠届出者）うち分娩予定日未満の者」

[小児慢性特定疾患医療給付業務（小児慢性特定疾患医療受給者情報）]

住所(居所)

氏名

生年月日

年齢

性別

電話番号

受給者証番号

[母子保健情報システム（妊娠届出書届出者情報）]

住所(居所)

氏名

生年月日

電話番号

分娩予定日



答 申 第 430 号

平成 26 年 5 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成26年5月26日付け神市参区第407号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 当該要援護者情報の提供については、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づく要援護者支援団体が、地域の実情に応じたきめ細やかな活動を、より積極的に展開することが可能となり、同条例の制定趣旨である、災害時要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進の観点から公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

[抽出対象者]

要援護者支援団体が指定する地区の

「未就学児童」

「1歳以下の子を持つ世帯」

「外国人住民」

「全世帯」

[住民記録システム]

個人番号

世帯番号

住民種別コード

郵便番号

住所（漢字・コード）

世帯主氏名（漢字・アルファベット・通称・カナ）

氏名（漢字・アルファベット・通称・カナ）

生年月日

性別

続柄

国籍

送付コード

氏名カナフラグ



答 申 第 4 3 1 号
平成 26 年 5 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成26年5月26日付け神保高国第787号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 当該要援護者情報の提供については、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づく要援護者支援団体が、地域の実情に応じたきめ細やかな活動を、より積極的に展開することが可能となり、同条例の制定趣旨である、災害時要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進の観点から公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

[抽出対象者]

要援護者支援団体が指定する地区の
「国民健康保険における特定疾病療養受療証交付対象者」

[神戸市国民健康保険システム]

住所
氏名
生年月日
性別
電話番号
被保険者証番号
所得区分



答 申 第 432 号
平成 26 年 5 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 26 年 5 月 26 日付け神保総計第 378 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の提供に係る
新たな対象者リストの作成について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 災害時要援護者支援活動を行うために、当該リスト掲載者の抽出作業を効率的かつ正確に処理するには電子計算機処理が必要不可欠であり、より迅速かつ適切な避難誘導や安否確認などの支援活動が可能となり、公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

災害時要援護者への同意確認のための要援護者情報の提供に係る
新たな対象者リストの作成について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎：条例第 11 条第 2 項に該当する情報

◎[精神保健業務管理システム]

住所(居所)
氏名
生年月日
年齢
電話番号
等級
有効期間

◎[障害者福祉業務]

住所(居所)
氏名
生年月日
年齢
性別
電話番号
福祉施策受給者番号
障害福祉サービス等対象疾患の有無及び疾患名
補装具の種類
日常生活用具の種類
自立支援医療の有無
サービスの種類・区分・細目
健康保険区分(自立支援医療のみ)

◎[特定疾患医療受給業務(特定疾患医療受給者証情報)]

住所(居所)
氏名
生年月日
年齢
性別
電話番号
疾患名
受給者証番号

◎[小児慢性特定疾患医療給付業務（小児慢性特定疾患医療受給者情報）]

住所(居所)

氏名

生年月日

年齢

性別

電話番号

受給者証番号

[母子保健情報システム（妊娠届出書届出者情報）]

住所(居所)

氏名

生年月日

電話番号

◎分娩予定日

[住民記録システム]

個人番号

世帯番号

住民種別コード

郵便番号

住所（漢字・コード）

世帯主氏名（漢字・アルファベット・通称・カナ）

氏名（漢字・アルファベット・通称・カナ）

生年月日

性別

続柄

◎国籍

送付コード

氏名カナフラグ

◎[神戸市国民健康保険システム]

住所

氏名

生年月日

性別

電話番号

被保険者証番号

所得区分